

令和8年度いばらき農林水産物ブランド確立販路開拓推進事業業務委託 仕様書

1 委託事業名 令和8年度いばらき農林水産物ブランド確立販路開拓推進事業業務委託

2 事業目的

メロン「イバラキング」、梨「恵水」、栗、常陸牛、豚肉「常陸の輝き」の重点5品目及びいちご（以下、6品目を総じて「対象品目」という。）について、百貨店・果実専門店等の店舗又はECサイト・カタログ等を通じた販路開拓に取り組む。

3 業務実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 委託業務の内容

(1) 共通事項

百貨店、高級スーパー及び果実専門店等において対象品目を中心とするフェアを開催するに当たり、以下に留意すること。

(ア) 必要に応じて、サンプル提供等を提案し、取扱いを促すこと。

なお、フェア期間中に限り、仕入れに係る補填・協賛等を行うことも差し支えないが、あらかじめ県と協議すること。

(イ) フェア等の開催に当たっては、実施店舗と調整し、茨城県産食材の使用を明示するよう働きかけるとともに、POP等のPR資材を積極的に活用する。また、必要に応じて県と協議の上、PR資材やノベルティ等を新規に作成すること。

(ウ) フェア等の開催期間中は、売上額や来客数等を随時把握すること。

開催後は、シェフやバイヤー等の関係者（以下「関係者」という。）、消費者等にアンケート調査（品質評価等を含む。）を行い、効果測定を行うこと。

なお、フェア等を念頭にサンプル提供を行ったにもかかわらず、フェア等の開催が合意に至らなかった場合においても、関係者の意見聴取を行うこと。

(エ) 販路開拓の数値目標はイバラキングで20店舗以上、恵水で15店舗以上、栗で20店舗以上、常陸牛及び常陸の輝きで25店舗以上、いちごで10店舗以上とすること。

なお、店舗数は品目ごとに計上するものとし、同一店舗で複数品目を取り扱った場合は、それぞれ計上できるものとする。

(オ) 事業実施に当たっては、店舗、産地、卸・仲卸業者、県等と密に連絡調整を行うこと。

特に取引先の開拓に際しては、県や産地等と出荷規格・流通等を事前に確認した上で実施すること。

(2) イバラキング

(ア) 市場に流通するレギュラー品に加え、「KING & QUEEN コンテスト」受賞者のメロンについても、(1)と同様に販路開拓に取り組むとともに、生産者における梱包及び発

送等を補助し、良好な状態で店舗に供給すること。

(イ) イバラキングの取扱推進に資する範囲において、アンデスメロン等の他品種を併せて提案・販売することも事業の範囲内とみなすが、(1)の数値目標には含めないこと。

(3) 恵水

(ア) 市場に流通するレギュラー品に加え、「幻の恵水プロジェクト」による「幻の恵水」についても、(1)と同様に販路開拓に取り組むとともに、生産者における梱包及び発送等を補助し、良好な状態で店舗に供給すること。

(イ) 恵水の取扱推進に資する範囲において、幸水等の他品種を併せて提案・販売することも事業の範囲内とみなすが、(1)の数値目標には含めないこと。

(4) 栗

(ア) 生栗に加え、ペースト及び甘露煮等の加工品についても、市場優位性を十分に考慮した上で、対象地域、提案先店舗及び販売方法等を検討し、販路開拓に取り組むこと。

(イ) 栗の取扱推進に資する範囲において、かんしょ等の他野菜を併せて提案・販売することも事業の範囲内とみなすが、(1)の数値目標には含めないこと。

(5) 常陸牛及び常陸の輝き

(ア) 常陸牛及び常陸の輝きの取扱推進に資する範囲において、しゃも等の他畜産物を併せて提案・販売することも事業の範囲内とみなすが、(1)の数値目標には含めないこと。

(6) いちご

(ア) 市場に流通するレギュラー品に加え、「茨城いちごグランプリ」受賞者のいちごについても、(1)と同様に販路開拓に取り組むとともに、生産者における梱包及び発送等を補助し、良好な状態で店舗に供給すること。

(イ) EC サイト等を通じた認知向上及び消費拡大を図るため、生産者における EC サイトの登録等を補助すること。

5 対象経費

サンプル提供に係る経費、産地視察に係る経費、県産食材を使用したメニュー等の開発に係る食材費、商品提案に係る経費、EC サイト及びカタログ等への掲載に係る経費、会場費、会場設営費、販売員経費、試食用食材費、フェア PR 費、撮影費、ノベルティ作成費、情報発信に係る経費、管理運営費（人件費、旅費、事務費等）

6 実施計画書

契約後速やかに本仕様書に基づく実施計画書を作成し、県と協議の上、業務を行う。

7 委託業務完了時に提出する成果物

- (1) 以下の事項を記載した事業実施報告書
 - (ア) 本業務で実施したフェア等の写真
 - (イ) フェア等の販売実績等
- (2) 本業務で作成したノベルティ、PR 資材、Web ページ等のデザインデータ
- (3) 本業務で購入した物品等について、購入を証する書類の写し
- (4) 上記 (1) ~ (3) を収めた記録媒体 (提出方法は県が別途指示する)

8 その他

- (1) 本仕様書は、業務の概要を示すものであり、業務内容の詳細は県と十分な協議を行いながら進める。作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じたときは、その都度県と協議し、その指示に従い作業を進める。
- (2) 事業の進捗状況及び予算の執行状況について、1 か月に 1 回程度、県に報告する。
- (3) 本事業で発生した制作物等の著作権は、県に帰属する。
- (4) 青果物に重大な瑕疵があった場合は、原因者において回収、修正、再印刷等必要な措置を講じる。
- (5) 令和 9 年度以降の事業について、令和 8 年度と異なる受託者による運営又は県による自主運営となった場合は、県の指示に従い、やり取りを行った店舗や産地の担当者及び連絡先、前年度までの取組状況等、事業に関わるすべての情報を速やかに提供し、年度当初から切れ目なく事業を運営できるよう協力する。